

国立公文書館に移管された民事判決原本

国立公文書館 つくば分館

国立公文書館つくば分館は、歴史公文書等の受入れ、移管文書のくん蒸、目録作成や受入れ公文書の閲覧、原本保護のためのマイクロフィルムの撮影、展示会の開催などの業務を行っている。

また、平成12年度からは司法文書である民事判決原本についても関係機関との調整を経て、国立公文書館に受け入れることとなり、つくば分館において一般行政文書と同様に受入れから保存・利用までの作業を行っており、その概要を以下のとおり紹介することとする。

1. 受入れ

民事判決原本の国立公文書館への移管については、平成12年度から民事判決原本を保存している各国立大学から順次受け入れている。受入れは計画より前倒して進んでおり、平成18年度受入れの大阪大学移管分（2年分割の1年目）まで含めて、全て目録作成を終了し、目録を公開している。

民事判決原本の受入れは、移管元の大学側と移管時期、移管方法、移管に係る目録等の作成など打合せを行い、例年秋ごろに実施している。移送に当たっては各大学ともトラックを利用し、安全につくば分館に搬入している。

つくば分館では、移送簿と照合し、移管元大学に受入れを確認した旨の文書を通知している。

これまでに受け入れた原本の保存・管理状況等を見てみると、一部に傷みのひどい簿冊や表紙等が破けたりしたものが確認されたが、大半の簿冊については保存状況は良好であった。

これまでの受入れ実績は以下のとおりである。

東北大学	(平成12年度)	5,760冊
北海道大学	(平成13年度)	1,896冊
岡山大学	(平成13年度)	1,183冊
名古屋大学	(平成14年度)	2,644冊
九州大学	(平成15年度)	2,652冊
東京大学	(平成16年度)	3,066冊
東京大学	(平成17年度)	4,597冊



2006年11月の大阪大学から10tトラックでの搬入状況（段ボール約530箱、3,050冊）

大阪大学 (平成18年度) 3,050冊
計 24,848冊

2. くん蒸

受け入れた民事判決原本は、カビや虫による害を防ぐために、減圧式くん蒸装置(酸化エチレン製剤)を使用し、くん蒸作業を行っている。くん蒸は、1回に段ボール約180箱、冊数で約1千冊を行い、年度によって異なるが概ね3～4回程度実施している。

くん蒸に使用するガスは、数年前までは臭化メチルを主剤とする専門ガスを使用していたが、平成17年1月から臭化メチルの製造・使用が禁止されたことから、酸化エチレンを主剤とするガスに変更した。

新しいガスは、毒性が低いため、これまで以上にガスの量を注入することとなり、くん蒸に要する時間は、ガスの注入に24時間、ガスの排気・放置を合わせると10日程度である。これにより、虫害等から公文書を守るための適正な措置を図っている。

3. 目録原稿作成

くん蒸を終えた民事判決原本は、送付目録と照合し、整理番号を付している。整理を終えた民事判決原本は、適切な管理及び効率的な利用を図るため目録原稿を作成している。

目録原稿作成作業においては、原本が明治からの判決文であり、特に明治期のものは、草書体で書かれているため読みにくい文字や書いている人独特の癖等により、判読の難しいものが多く、簿冊目録作成に困難な点が多かった。

以上のように目録原稿作成に困難さもあったが、作成した目録はデジタルアーカイブズに入力しており、閲覧する場合にインターネットを通じて検索できるよう一般の利用に供しているところである。

4. 排架

目録作成等を終えた民事判決原本は、請求番号等を記したラベルを貼付後、直射日光、高温多湿、ほこり、大気汚染物質等から保護するために空調設備(温度22度、湿度55%)や、万が一の火災の際にも人体に影響が少なく、収蔵物に損傷を与えないイナージェンガス(窒素・アルゴン・二酸化炭素の混合ガス)を用いる消火設備が整った書庫に排架している。



書庫内での排架状況

5. 補修・修復

各大学から移管された民事判決原本は、作成年月の古いものが多くあり、破損しているもの、製本が不十分で散逸のおそれがあるものなど、保存してゆく上で、最低限補修しなければならないものがある。この場合は表紙のはがれの修復などの軽微な修復を行っている。

6. 利用

受入れからくん蒸、目録作成、軽修復等を経て排架された民事判決原本は、目録の作成後、他の公文書等と同じように公開・非公開の審査会議が行われ、当館利用規則に基づいて原本の公開方法が決定されている。

民事判決原本は、閲覧申込時に内容を全て確認する「要審査」公開となっているため利用に当たっては、公文書館 HP のデジタルアーカイブシステムから閲覧文書を検索した上、事前に閲覧申込の問い合わせをお願いしている。

利用者の状況は、平成15年度から18年度までに25冊（6人）であった。

7. 今後の予定

各国立大学からの民事判決原本の公文書館への移管は、順調に行われているが、今後の移管予定については、平成22年までに当初計画していた大学の残りの4大学（大阪大学、香川大学、広島大学、九州大学）の原本を順次受け入れることとなっている。

なお、移管計画の最終年度である平成23年には、国際日本文化研究センターから明治23年以前に確定した判決の原本を一括して受け入れる予定である。



つくば分館案内図

交通案内

つくばセンター（つくば駅）から約12km

バス（つくばセンター3番バス乗り場）

テクノパーク大穂行き約30分 「上沢」^{かみさわ}下車徒歩約15分